

茨木市精神保健グループワーク事業実施要綱

茨木市精神保健グループワーク事業実施要綱（平成17年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、小規模通所授産施設、就労継続支援、就労移行支援等の日中活動の利用及び就労（以下「福祉の日中活動等」という。）が困難な精神障害者に対して、市が週1回程度の日中活動の提供及び他の福祉の日中活動等の利用の促進を図る精神保健グループワーク事業（以下「事業」という。）について、茨木市地域活動支援センターI型事業実施要綱（平成18年10月30日）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第2 事業は、茨木市地域活動支援センターI型事業実施要綱（以下「センター要綱」という。）第2の規定により委託した社会福祉法人等に、委託する方法で実施するものとする。

（事業内容）

第3 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業の利用に係る相談
- (2) 集団での作業、レクリエーション等の日中活動の提供
- (3) ボランティア等との交流
- (4) 状況が改善した者への、福祉の日中活動等の利用に係る相談支援
（対象者）

第4 事業の対象者は、センター要綱第3に規定する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 他の福祉の日中活動等が困難である者
- (2) 集団での作業及びレクリエーションを行うのに支障がない者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の対象者としな

- (1) 伝染性疾患にかかったとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 事業を実施する人員体制による対応が困難と認めるとき。
- (5) 他人又は自分を傷つける恐れがあるとき。
- (6) 主治医がいない等、精神疾患について適切な治療を受けていないとき。
- (7) 他の福祉の日中活動等への定着が図られたとき。

(職員の配置等)

第5 第3の規定により事業を受託したもの（以下「事業受託者」という。）は、事業を実施するに当たり、センター要綱第5の規定する者にかかわらず、次に各号のいずれかに該当する者を1名以上配置するものとする。

(1) 精神保健福祉士等のソーシャルワーカーで、障害者の相談、援助業務の経験がある者

(2) 保健師、理学療法士、作業療法士等で障害者の相談援助業務の経験がある者

2 事業受託者は、事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）が社会参加に係る活力を高められるよう、必要な人数のボランティアを配置するものとする。

(主治医の意見)

第6 事業受託者は、利用者の主治医に事業利用に係る意見を求めることができる。

(順守事項)

第7 事業受託者は、センター要綱第6に定めるもののほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 利用者に係る情報の登録

(2) 利用者についての個別の支援計画の策定及び当該計画のおおむね1年ごとの見直し

2 ボランティアは、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(実施状況の報告)

第8 センター要綱第9第3項の規定にかかわらず、事業受託者による事業の実施状況の報告は、事業完了後に行うものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

